

よくある質問

Q&A

Q1：どのような支援金ですか？

A1：昨今の原油価格や原材料費等の物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況に直面している市内の中小企業者の事業継続を支援することを目的としております。

Q2：国、県、市の他の支援金を受給しています。併給は可能ですか？

A2：本支援金は、国、県の他の支援金等を受給している場合でも併給可能となっておりますので、ご申請ください。ただし、市が実施する他の補助制度等により同種の補助を受けている事業所得は本支援金の対象外となりますので、ご注意ください。（手引き2ページ参照）

Q3：前回の物価高騰対策支援金を受給しましたが、今回の物価高騰対策支援金も支給対象になりますか？

A3：要件を満たせば支給対象となります。前回の物価高騰対策支援金とは比較する年が変更になっているため、再度要件をご確認のうえ、ご申請ください。詳しくはホームページをご確認ください。

Q4：NPO法人です。本支援金を申請できますか？

A4：対象外のため申請できません。本支援金の対象者は、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者となり、組合、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等は含まれません。中小企業者の定義については、手引き2ページをご覧ください。

Q5：法人で建設部門と農業部門があります。農業部門で丹波市農業生産資材高騰対策補助金を受給しましたが、本支援金を申請できますか？

A5：本支援金は法人決算書の数値で判定するため、申請することができません。

Q6：個人事業主で、農業所得と営業所得があります。丹波市農業生産資材高騰対策事業支援金を受給しましたが、本支援金を申請できますか？

A6：申請できます。ただし農業所得を除いた所得で本支援金の申請をしてください。

Q7：法人で事業所が市内にありますが、本社は市外です。対象となりますか？

A7：法人の場合は、市内に本社または本店があることが要件となりますので、対象外となります。

Q8：個人事業主ですが、住民票は市内にあり、事業所が市外にあります。対象となりますか？

A8：丹波市に住民票がある個人事業主は対象となります。

Q9：個人事業主ですが、住民票は市外にあり、事業所が市内にあります。対象となりますか？

A9：個人事業主で、住民票が市外にある方でも、市内にのみ事業所がある場合は対象となります。（市外に1つでも事業所がある場合は対象外です。）

Q10：複数の事業所（店舗）がありますが、複数の申請が可能ですか？

A10：複数の事業所（店舗）の経営であっても、1事業者として1回限りの申請になります。支援金は1事業者当たり一律10万円となります。

Q11：業種の分類はどのように判断すればいいですか？

A11：「製造業・建設業・運輸業その他の業種」、「商業（卸売業・小売業・飲食業）」、「サービス業（宿泊業・娯楽業、旅行業）」の分類については、総務省「日本標準産業分類」を参照してください。複数の事業を営んでいる場合は、最も売上が多い業種を記載してください。

総務省「日本標準産業分類」 検索ページ <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

**Q12：パートやアルバイトは従業員数に含みますか？**

A12：正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、常時雇用する従業員は従業員に含みます。ただし、次の人は従業員に含めません。

- ① 日々雇い入れられる者。ただし1か月を超えて引き続き使用されるに至った場合は従業員に含みます。
- ② 2か月以内の期間を定めて使用される者。ただし、2か月を超えて引き続き使用されるに至った場合は従業員に含みます。
- ③ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される場合。ただし4か月を超えて引き続き使用されるに至った場合は従業員に含みます。

Q13：従業員に役員は含まれますか？

A13：従業員に役員は含まれません。ただし、従業員としての地位を兼務（兼務役員などと呼ばれる）している場合は、従業員に含みます。

Q14：個人事業主本人および同居の親族は従業員に含まれますか？

A14：従業員には含まれません。申請の「従業員数」欄には「0」と記載してください。

よくある質問

Q&A

Q15：申請書に押印は必要ですか？

A15：押印は省略できます。ただし、発行責任者および担当者の氏名、電子メール、電話番号の記入が必要となります。申請用Excelファイルを利用して書類を作成される場合は、発行責任者および担当者の氏名、電話番号は必須項目となります。

Q16：手書きで申請書類を作成しましたが、「申請書兼請求書」に記載誤りがあり、訂正印押印で訂正し提出してもいいですか？

A16：訂正のある請求書は無効となります。訂正印による修正ができませんので、書類の差し替えをしてください。

Q17：Excelファイルを利用して申請書を作成予定です。市税の滞納のない証明を添付する方法と添付しない方法とありますが、どのような違いがあるのですか？

A17：滞納のない証明を添付する場合は、税務課や各支所で1通300円の証明書をとっていただく必要があります。それに対して、市税の納税状況を市が調査することに同意いただける場合は、証明書の添付を省略することができます。ただし、納税状況の調査には最長で2週間程度要する場合がありますので、支援金の受給をお急ぎの場合は滞納のない証明書を添付してください。なお、オンライン提出の場合は、「市税の納税状況」確認への同意が必須となりますのでご了承ください。

Q18：法人代表者の個人名義を振込先として口座指定できますか？

A18：振込口座の名義人は、申請者（法人代表者または個人事業主）と同じ名義人にしてください。法人の場合は、法人名義の口座であることが必要ですので、法人代表者の個人名義の口座指定はできません。

Q19：個人事業主ですが、親族の口座を振込先として口座指定できますか？

A19：振込口座の名義人は、申請者と同じ名義人である必要があります。個人事業主の場合、個人事業主本人名義の口座であることが必要です。家族、親族名義の口座や、他の法人名義の口座は振込先として指定できません。

Q20：振込先をゆうちょ銀行にしたい場合、記号・番号を記入すればいいですか？

A20：ゆうちょ銀行の場合は、通帳の見開き1ページ目下部の「この口座を他金融機関からの振込口座として利用される場合は次の内容をご指定下さい」欄の【店名】【預金種目】【口座番号】を記入または入力してください。

Q21：法人の場合、直近の決算とはどの期間を指しますか？

A21：直近の決算とは、令和6年中のいずれか1ヶ月以上を含み、法人税に係る確定申告を終えたものをいいます。ただし、令和6年受付分（前回支援金）を受給されている場合は、令和6年受付分で「直近の決算」とした決算期を令和7年受付分でも「直近（令和6年）」とすることはできませんので、ご注意ください。

Q22：「総利益率」または「営業利益率」が「10%以上減少していること」が要件になっていますが、過去3期（年）いずれかの減少率で判定するのですか？

A22：直近（R6年）と過去3期（年）の「売上総利益率」または「営業利益率」を比較したときの減少差（ポイント）で判定します。

Q23：「売上高」「売上原価」「経費（販売管理費）」は、消費税を税込と税抜、どちらに合わせるべきでしょうか？

A23：確定申告に記載の方法で入力および記入してください。

Q24：個人事業主で部品の加工業を営み、別に不動産業も行っています。「売上高」「経費（販売管理費）」、「売上原価」はどのように計算しますか？

A24：加工業と不動産業の所得の合計額で算出します。

申請用Excelファイルを使用して申請書類を作成される場合は、それぞれの金額を該当箇所に入力することで、合計額が自動計算されます。（手書きで申請書類を作成される場合は、加工業と不動産業の合計額該当箇所にご記入ください。）

なお、同様に複数の事業所得がある場合は、その合計額で算出してください。

Q25：個人事業主です。本支援金を申請予定ですが、経費に専従者給与は含まれますか？

A25：経費（販売管理費）に専従者給与は含まれません。また、同様に貸倒引当金その他の各種引当金・準備金等も経費（販売管理費）には含まれません。

青色申告決算書または収支内訳書の売上高、売上原価、経費（販売管理費）の見方については手引き（個人事業主用12～17ページ）をご覧ください。

Q26：個人事業から法人化した場合や事業継承した場合は、どのように申請したらいいですか？

A26：ケースにより提出いただく書類が異なりますので別途ご相談下さい。

よくある質問

Q&A

Q27： 前回の物価高騰対策支援金で新規特例で申請しました。今回の申請も新規特例で申請できますか？

A27：法人は「令和4年1月2日以降に事業を開始している場合」、個人事業主は「令和5年1月2日以降に事業を開始している場合」であれば、新規特例を利用し申請することができます。詳しくは手引きをご覧ください。

Q28： 新たに創業した法人ですが、新規起業特例を利用できますか？

A28：法人は、令和4年1月2日以降に起業された場合、新規起業特例を利用出来ます。また、その場合でも、2期分の決算を比較する申請も利用できますので、どちらかを選択し、申請してください。

Q29： 新たに開業した個人事業主ですが、新規起業特例を利用できますか？

A29：個人事業主は、令和5年1月2日以降に事業を開始された場合、新規起業特例を利用出来ます。また、その場合でも、令和5年と前年を比較する申請も利用できますので、どちらかを選択し、申請してください。

Q30： 受付終了はいつまでですか？

A30：受付終了については下記のとおりとなります。

オンライン提出：7月31日（木）23時59分まで

郵送：7月31日（木）消印有効

窓口：7月31日（木）17時15分の閉庁時間まで

オンラインで提出される場合は、24時間ご利用いただけますが、問い合わせ可能な時間は、開庁時間帯のみとなりますので、ご注意ください。なお、オンライン提出（電子申請システムLoGoフォーム）はメンテナンス作業のため、ご利用いただけない時があります。メンテナンス予定は、本支援金ホームページでお知らせいたしますので、事前にご確認ください。

Q31： 支所でも提出できますか？

A31：お近くの支所でもご提出いただけます。ただし、記入方法やご質問、書類のチェックなどは支所ではできませんので、ご質問等がありましたら、商工振興課までご連絡ください。

Q32： オンライン提出の場合、どのように提出するのですか？

A32：オンラインで提出される場合は、フォームにアップロードするExcelファイルに申請書が含まれています。ホームページに掲載の申請用エクセルファイルを一度お持ちのパソコン等にダウンロードし必要事項を入力の上、オンライン提出フォームにアップロードして提出してください。詳細は手引き7ページをご覧ください。なお、入力および添付書類に不備がある場合は、入力のメールアドレスか電話番号に連絡させていただきます。オンラインで提出される場合は、添付するExcelファイルに申請書が含まれています。ただし、入力および添付書類に不備がある場合は、入力のメールアドレスか電話番号に連絡させていただきます。

Q33： オンライン提出で書類を添付する場合は、携帯電話などで撮った写真でもいいですか？ また、データ形式に指定はありますか？

A33：写真でもかまいません。その他、スキャンしたpdfファイルでもかまいません。ただし、拡張子が、exe、bat、sh形式は添付できません。詳しくは手引き7ページをご覧ください。

Q34： オンライン提出のURLにアクセスしたのですが、入力画面になりません。

A34：お使いのインターネット環境のバージョンが古い可能性があります。推奨環境を確認の上、アップデートもしくは他の端末からアクセスしてください。推奨環境については、手引き7ページをご覧ください。

Q35： 支援金は申請後どれくらいで振り込まれますか？

A35：申請書類などに不備がない場合は、おおむね4週間程度で指定の口座への入金を予定しております。なお、支給が決定した方には、振込予定日が記載された振込通知を送付いたします。

よくある質問は、今後更新いたします。
最新版はホームページよりご確認ください。